

第 12 章 管理運営

第12章 管理運営

【到達目標】

本学は、迅速かつ適正な意思決定プロセスを経て、学長のリーダーシップのもとに機動的な大学運営を行うことを目標とする。

- ① 教授会の運営については、全学的な理解・協力によって個性的な教育研究を進めていくことを目標とし、同時に社会の急激な動きに対応できるよう議題選定等その運営管理を図ることを基本方針とする
- ② 教授会と学部長（学科長）との関係については常に連携協力し、機能分担を明確にすることによって教育・研究活動を総合的かつ効果的に進め、また教授会の円滑運営に努めるものとする
- ③ 本学が目標とする意思決定プロセスは、各学科・各部署、各事案における責任体制をより一層明確化すると同時に、その過程の透明性を高め、各学科・各部署を横断する諸問題についてもスピーディーに対応できる体制とすることである
- ④ 大学運営の適正で公正な執行を確保し、大学に対する社会的信頼の維持・向上を図るため、コンプライアンスの確立に努める

（教授会、研究科委員会）

学部教授会の役割とその活動の適切性

【現状の説明】

現在の教授会は、「京都外国語大学教授会規則」に明記された教授会の権限や果たすべき役割に基づき、適切に役割を果たしている。教授会の審議事項は、本学学則において次のように定められている。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学及び学籍異動に関する事項
- (3) 学生の試験、課程の修了及び卒業に関する事項
- (4) 学生の補導、厚生、賞罰に関する事項
- (5) 学費に関する事項
- (6) 学則及び諸規則に関する事項
- (7) 教員の人事に関する事項
- (8) その他、学長の認める事項

教授会は、学長が招集する。議長は学長、または学長が指名して教授会の承認を得た者がこれを務める。教授会の議事録は、学長が指名して教授会の承認を得た者が作成することとなっており、現在は教務部参事が担当している。

本学が目標としている教授会は、全学的な理解・協力によって個性的な教育研究を進めていくことであり、同時に社会の急激な動きに対応できるよう議題選定・会議討議等その運営の管理を図ることを基本方針としている。

学部教授会と学部長（学科長）との間の連携協力関係および機能分担の適切性

【現状の説明】

教育・研究活動を総合的かつ効果的に進め、また教授会を円滑に行うための調整・協議・決定機関として、学科長会議を設置している。

教授会審議事項の大部分は、先に学科長会議で協議・調整するため、教授会は常に円滑に開催されている。また限られた範囲であるが、教授会審議事項の一部は学科長会議に委任されているため、教授会審議の簡素化に役立っている。教授会が委任する事項についての学科長会議審議結果は、京都外国語大学及び京都外国語短期大学所属の専任教員が出席する専任教員連絡会議において報告され、情報の共有を図っている。

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

【現状の説明】

本学は外国語学部 1 学部で構成されており、また、大学院においても日本人契約教員、外国人専任教員を除き、他の教員はすべて外国語学部の専任教員であるため、学部教授会がすなわち全学的審議機関となっている。本学では、評議会、大学協議会は設置していない。

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

【現状の説明】

2008 年度の機関会議としての「大学院委員会」は 14 名、「大学院研究科会議」は 53 名、「大学院代表者会議」は 8 名からなり、その他、「大学院研究科小委員会」5 名、「授業科目検討会」 8 名から委員会組織は成り立っている。

「大学院委員会」の審議事項は次のとおりである。

- (1) 大学院の組織運営に関する事項
- (2) 大学院学則、諸規程の改廃に関する事項
- (3) 学位授与に関する事項
- (4) 大学院担当教員の資格審査及びその基準に関する事項
- (5) その他、大学院に関する重要事項

「大学院研究科会議」の審議事項は次のとおりである。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学籍異動に関する事項
- (3) 研究指導に関する事項
- (4) 論文審査に関する事項
- (5) 入学試験に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) その他、研究科に関する事項

「大学院代表者会議」の協議事項は次のとおりである。

- (1)教育・研究活動の計画・実施に関する事項
- (2)大学院研究科会議の運営に関する事項
- (3)大学院研究科会議から委任された事項
- (4)その他、研究科長が必要と認める事項

上記3つの機関会議を中心とし、とりわけ「大学院研究科会議」が、大学院に関する細部にわたる審議・検討を行っている。「大学院代表者会議」は、「大学院研究科会議」の運営を円滑にする事前会議である。

上部組織の「大学院委員会」は、「大学院研究科会議」で審議・承認された事項に関し、重要事項を審議する機関も兼ねている。また、「大学院研究科小委員会」及び「授業科目検討会」で検討された案件については、「大学院代表者会議」を経て、必要に応じ「大学院研究科会議」に上程し、審議・承認を得ている。

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

【現状の説明】

大学院研究科会議の構成員53名のうち、契約教員22名を除き31名は、学部教授会の構成員であるため、学部教授会と共通する課題等の解決のため、適切に連携している。

(学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続)

学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性

【現状の説明】

学長の選任手続は、「京都外国語大学学長の選出等に関する規程」に定められている。即ち、まず、理事会において評議員、教授、准教授のうちからそれぞれ若干名の委員を選び、選考委員会を設置し、ここで大学設置基準第13条の2に規定されている学長の資格要件を踏まえ、理事会の諮問に基づき学長候補者を選任し、理事会に答申する。次に理事会は教授会に諮問しその答申を受けたあと、当該答申を斟酌して当該決定を行い、理事長が当該人物を学長として任命（任期4年で、発令時期は8月1日）することとされている。なお、再任に該当する候補者の場合は教授会へは報告を行うなどの手続きによる。

学部長及び研究科長の選出手続は、「京都外国語大学学部長の選任等に関する規程」及び「京都外国語大学大学院研究科長の選任等に関する規程」により、学長が適任の候補者を理事長に推薦し、これに基づき理事長が任命（任期2年で、発令時期は4月1日）する。

学部長、研究科長とも教学組織の最高責任者である学長の意向が適切に反映される仕組みである。

今後とも選任手続については、厳正な執行に努めることとする。なお、学長の選出時期については、学長事務執行の円滑化の観点から現行9月就任となっているところ、この就任時期については必要があれば、学年暦との整合性等の関係の中で、所要の検討を行っていくこととしている。

学長権限の内容とその行使の適切性

【現状の説明】

学長は、まず、学校教育法第92条第3項の「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」との規定及び同趣旨の「京都外国語大学学長の選任等に関する規程」第4条第1項の規定に基づき、対外的に大学を代表するとともに、本学における教学全般の最高責任者として、学内の教育研究及びそれに伴う管理運営の業務を総括しており、具体的には次のようにそれぞれ関係する「規則」や「規程」の定めにより、所要の業務を執行して、その権限を行使しているものである。

教学組織の運営面等においては、大学の適正な管理運営を図るため基本方針や業務等について審議・調整等を行う執行部会議、重要事項を審議する教授会、教授会運営の調整等を行う学科長会議、専任教員の採用・昇任等を審議する教員人事委員会など主要な教学組織の会議に係る招集権や議長権限等を、「京都外国語大学・京都外国語短期大学執行部会議規程」などそれぞれの関係規則・規程の規定に基づき、行使している。

また、教務委員会や就職委員会などの委員会に「京都外国語大学教務委員会規程」等それぞれの関係「規程」の定めに基づき、カリキュラム事項や学生の就職指導事項など必要な事項の諮問を行うほか、構成委員や委員長の委嘱を行う権限を行使している。

その他にも人権委員会の委員の委嘱、教授会議事録の保管、個人研究費の弾力的使用の決定、規程の改廃など当該関係「規程」の定めにより行っている。

その他人事面においては、学長は、副学長については「京都外国語大学副学長の選任等に関する規程」の定めにより、学部長や大学院研究科長については「京都外国語大学学部長の選任等に関する規程及び「京都外国語大学大学院研究科長の選任等に関する規程」の定めにより、また国際言語平和研究所など3つの付置施設の長については「京都外国語大学国際言語平和研究所規程」など当該関係「規程」の定めにより、それぞれ理事長に対する候補者の推薦・具申を行うこととされているほか、専任教員の採用・昇任については「京都外国語大学教員人事委員会規程」の定めにより理事長への上申権、また客員教員や特別任用教員の任用については「京都外国語大学客員教育職員任用規程」等の関係「規程」の定めにより、理事長への具申権を行使することとされている。

学生関係においては、学生の入学・休学・復学・退学・転学等の許可や学位の授与、また学費の延納の許可などについて「京都外国語大学学則」や「京都外国語大学学位規程」、「京都外国語大学学費及びその他納付金納入規程」などの規定により当該権限を行使している。

また、私立学校法の規定や「学校法人京都外国語大学寄附行為」の規定、上記の「学長の選任等に関する規程」第4条第2項の規定により、学校法人の管理運営の最高意思決定機関である理事会を構成する理事として、特に2008年度からは副理事長として理事長を補佐する立場で、当該業務執行の権限と責任を負っており、更に諮問機関としての評議員会を構成する評議員としての権限も行使するものである。

今後とも、2008年度から副理事長の立場も兼ねることになったことも踏まえ、随時、運用の実態を含め、その職務権限のあり方を理事会や執行部会議等で点検・見直すこととし、

大学運営が一層複雑・多様化していく今日の情勢に柔軟・弾力的に対応できるように努めることとする。

学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

【現状の説明】

学部長については、学校教育法第92条第5項の「学部に関する校務をつかさどる。」との規定及びこれと同趣旨の本学の「京都外国語大学学部長の選任等に関する規程」第3条第1項の規定に基づき、同規程同条第2項には、「学部長は、学部の運営上必要な調整等を行うほか、関係規程等の定めに基づき、所要の業務を処理するものとする。」との基本的規定が定められている。具体的には、本学は単科大学として1学部に8学科という構成を持つものであるため、外国語学部長としての職務権限が発揮される場としては「京都外国語大学・京都外国語短期大学学科長会議規程」により教授会運営事項や学科提案事項等の調整・協議等を行う学科長会議の議長を務めることとされており、このほか、専任教員の採用・昇任等の審議を行う教員人事委員会の委員として意見表明等を行うこととされているなど、関係「規程」にその権限行使が定められている。

研究科長については、「京都外国語大学大学院研究科長の選任等に関する規程」第3条の規定により、「研究科長は、研究科の運営上必要な調整等を行うほか、関係規程等の定めに基づき、所要の業務を処理するものとする。」とされ、具体的には、「京都外国語大学大学院委員会規程」に基づき、大学院の組織・運営事項、学則の改廃等、教員資格審査などを審議する、学長が委員長を務める大学院委員会の委員として、また「京都外国語大学大学院研究科規程」に基づき、教育課程事項、学生の入退学・賞罰等の身分、試験・学位論文審査事項等の審議を行う研究科会議を招集し、その議長を務めること、「京都外国語大学大学院代表者会議規程」に基づき、大学の学科長会議に相当する組織であり、研究科会議の運営の円滑化のための調整・協議などを行う大学院代表者会議を招集し、その議長になることなど、関係「規程」によりその権限を行使している。

今後とも今日の外国語学部及び大学院に求められる役割等に適切に対応していけるよう、学部長及び研究科長の職務権限のあり方に留意していくこととする。

学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状の説明】

本学では、学長補佐の役割を果たす直接的な組織としては、副学長について、学校教育法第92条第4項の規定の趣旨を受け、「京都外国語大学副学長の選任等に関する規程」第3条第1項の規定に「学長の職務を補佐するものとする。」と定められている。副学長は1988年度以来常置しており、学長の大学運営に当たっての対外・対内の重要事項の調整・決定の相談・協議に与ることや、対外的には学長の代理等として各種会議へ出席し、意見を表明するなどの役を果たし、対内的には教授会の議長を務めるなど学内の教学事項や一般事務等の執行の補佐役を担っている。また2006年度より学部を統括するものとして設置された外国語学部長も、「京都外国語大学学部長の選任等に関する規程」や「京都外国語大学・京都外国語短期大学学科長会議規程」により、重要な教学分野の調整・協議機関であ

る学科長会議の議長役を担うなど、学長・副学長の業務が円滑に執行されるよう必要な範囲でその機能を果たしている。

これらの趣旨を踏まえ、学長・副学長・学部長3者が日常業務においても適宜、連絡協議や意見調整等が、より容易になされるよう、その執務室も往來に便宜な位置に設置している。また実務的には2004年度に新たに設置した学長事務室が学長業務について事務的な補佐機能を果たしている。

今後とも学長補佐機能の発揮については、特に実際の運用面が重要と考えられるので、学外・学内状況を十分踏まえた補佐の使命が果たせるよう、副学長及び学部長と学長事務室を始めとした事務組織との情報整理など連携強化にも配慮しながら、対応していくこととする。

（意思決定）

大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【現状の説明】

本学の意思決定プロセスの現状は、基本的には執行部会議 → 学科長会議 → 教授会 → 理事会の順に審議・決定される。いずれの場合も意思決定までのプロセスには会議や委員会による「合議」の場が設定されているので、意思決定プロセスの民主制・透明性は高い。また、各会議はそれぞれ明文化された規程等に従い、適切に運営されている。

（評議会、大学協議会などの全学的審議機関）

評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

先述のとおり、学部教授会が全学的審議機関となっており、評議会、大学協議会は設置していない。

（教学組織と学校法人理事会との関係）

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

【現状の説明】

本学における学校法人運営の最高意思決定機関としての理事会については、「私立学校法」及び「京都外国語大学寄附行為」の当該関係規定に基づき、所定の機能を果たしている。また教授会や学長の諮問機関として当該教務事項の答申等を行う教務委員会などの教学組織の状況についても、前述のとおりである。

本学の教育研究活動の責任を担う教学組織の最高責任者は学長であり、教学組織において教務部や学生部等の事務部門を含めて予算措置や人事の承認、重要な学事計画など理事会における審議・意思決定を必要とする事項については、大学内の意思決定を経て、また必要な報告や情報などを含めて、理事であり、2008年度からは副理事長に就任した学長が、当該内容の提案や意見表明、説明等を行うことにより理事会決定や了承等を得ている。逆に、理事会決定事項のうち教学組織に関連した事項は、学長を通じ執行部会議や学科長会議、教授会、全教員が参加する専任教員連絡会議、職員会議等に報告・周知徹底され、必要に応じ実施に移されるなど、両機関の調整を図ることを通じて連携協力が行われている。

このうち特に執行部会議には、理事会の招集権や議長権限を有する理事長は、「京都外国語大学・京都外国語短期大学執行部会議規程」第7条の規定により、必要に応じて出席し発言することができるものである。

理事会においては、学園全体の業務の管理運営を図る中で、教育研究活動そのものは教学組織が自主的に機能の行使・発揮をするのが望ましい分野として、「学校法人京都外国語大学寄附行為施行細則」第2条の3等の規定に基づき、こうした関係での権限委任及び機能分担を行っているところである。

（法令遵守等）

関連法令等及び学内規定の遵守

【現状の説明】

本学では、大学運営の適正で公正な執行を確保し、大学に対する社会的信頼の維持・向上を図るため、法令遵守の確立に努めている。国の学校教育法や私立学校法等の基本的な法律を始め、大学設置基準や大学院設置基準、学校法人会計基準等の重要な省令等から本学の「学校法人京都外国語大学寄附行為」「学校法人京都外国語大学就業規則」「京都外国語大学学則」「教授会規則」「個人研究費規程」などに至るまで、当該事務処理担当部署が、関係する各法規の定めを遵守し、これら法規に基づく事務執行の確保を図っている。

この遵守状況のチェックは日常的には、「稟議に関する基準」等の定めにより当該事項の関連部署の責任者を回付する文書稟議過程において行っており、通年的には監事監査や監査法人監査の審査によっている。

特に本学では、こうした面の重要性に鑑み、監事及び監査法人とは別に、学校法人組織の自主的な内部監査を行うものとして、2008年度から「内部監査人制度」を設け、「学校法人京都外国語大学内部監査に関する規程」の定めに基づき、内部監査人が事務処理の指導・助言も含め、法令遵守の面からもチェックをすることとしている。

また本学では、顧問弁護士と顧問税理士を制度として設置し、各部署における日常事務処理に当たっての問題事例や疑義等に迅速・的確に相談・対応できる体制としている。

こうした法令遵守の必要性・重要性等については、その制定・改廃などの動きも併せて、前述のSD等の取組みの中で、また適宜、書類供覧や職員会議・専任教員連絡会議等の場を利用し、教職員に周知を図っているところであり、こうした場で本学の管理運営や各種委員会・会議に関する規程集等をその都度配布・説明しているところである。

個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

【現状の説明】

個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報取扱事業者として本学では、2005年4月「個人情報保護指針」を定め、今後当該関係法令を遵守し、学生・教職員等の個人情報を適切に取り扱っていく旨の7つの事項を明らかにし、そしてこれらの基本的事項を定めた「学校法人京都外国語大学個人情報の保護に関する規程」に基づき、法人本部長を法人全体の実務上の管理責任者、大学の学生部長など各部署の長を現場の管理責任者として学生・教職員等の個人情報の保護を図っている。具体的には、教務部や学生部などにおいて

学生に対する連絡事項の学内掲示の方法、入学時の学生・保護者からの入手情報の取扱い、第三者である後援会・校友会などへの個人情報提供等について、法規の趣旨に基づいて対応しているところであり、こうした取扱いをすることは、予め「入学手続のしおり」などに明示し、学生等へ広報・周知を図っている。

また、学内の執行部会議や教授会、学科長会議など各種会議等においても、原則として個人情報として保護すべき学生の成績や健康診断結果等の情報は、その場で当該書類の回収を図るなどきめ細かく対応している。

特にパソコン等情報電子機器による個人情報の漏洩を防ぐため、ドキュメントセキュリティーを導入し、個々の文書ファイル等重要なデータを暗号化することなどにより万一、外部にそれらが流出した場合の安全確保措置をとっている。

不正行為の防止については、特に全国的にも社会の関心を集めた国から交付される公的研究費、本学では小規模であるが「科学研究費」の取扱いに関し、その適正な運営と管理を図るため、2008年1月に「京都外国語大学における公的研究費に関する取扱規程」を定めている。学長を最高管理責任者とし、実務を担当する本学の国際言語平和研究所の長を部局責任者とするなどの内容で、同年4月から、「京都外国語大学科学研究費補助金取扱要領」と併せ、施行しており、支出稟議の一層の徹底等を通じ、その不正行為の防止等に取り組んでいるところである。

本学の業務執行に係る不正行為防止に向けては、前述のとおり、なにより教職員の関係法規の遵守の履行・徹底が当然の方策であるが、前述した2008年度に発足させた内部監査人は、この科学研究費に係る所要の監査を担当するとともに、他方で本学の一般的事務処理の指導・助言等を行うことを通じてその不正行為防止に一定の役割を果たすものである。

【点検・評価】【改善の方策】

管理運営についての到達目標における点検・評価ならびに点検・評価の結果、明らかになった改善の方策は、次のとおりである。

①教授会は上記事項の審議・決定に関して、完全な自治権が認められている他、大学全般にわたる諸問題についての協議に専任教員が等しく参加できる点で民主的に運営されている。また、上記の審議事項に関して、各学科における会議や各種委員会における協議の結果を十分に踏まえ、さらに事務部門の意見も十分反映した上で審議しており、大学の意志決定機関として適切な審議及び決定がなされている。また、大学全体の運営に関する情報共有の場としての役割も十分に果たしており、現状において特に問題はない。

②学科長は学科所属教員で構成する会議を主宰し、学科の教育課程や非常勤講師を含む教員人事に関する協議・調整を行うことを主たる業務としている。学部長は学科長会議の議長となり、会議全体をとりまとめている。

教育課程に関する事項は教務部及び教務委員会と協議・調整を行い、人事に関しては教員人事委員会で協議・調整を行ったうえ教授会で決定しており、教授会と学部長、学科長間の協力関係及び機能分担は順調に機能しているため、現状において特に問題はない。

③今後、さらに厳しい状況に対応できる強固な運営組織を構築するため、法人組織、事務組織と教学組織は一体化して大学運営にあたり、大学の目的に沿った意思決定とその実行性を高めるよう努める。

④事務処理に当たっては、総じて関連法令や本学の関係法規等に基づいた執行が図られており、適切な状態にあるといえる。ただ、個々人の教職員についてみれば、類型的・定型的事務処理の流れの中で当該事務執行に必ずしも根拠としての法規の全面的理解・意識化が行き渡っているとはいえない場面も散見されるほか、法規自体の広報や周知徹底がなお部分的に十分でないところが認められる。

今後ますます法令遵守が大学に要請される重要な指標の一つになることに鑑み、本学でも一層、法規集の整備充実を図るとともに、こうした対応には元来地道で堅実な取組みが求められることから、各部署の長が集まる執行部会議のほか、職員会議や専任教員連絡会議、SD等を効果的に利用し、管理職・一般職を問わず、法規に対する意識改革・理解促進に努めていくこととする。